

2008年10月10日

## IATA 危険物規則書 2009年1月1日 第50版の主な変更点

IATA危険物規則書第50版は、印刷が開始される直前までにIATA危険物委員会が採択したすべての変更点を反映している。特に今回は国連危険物輸送専門家委員会のモデル規則書第14改訂版を新しくした第15改訂版（UN Committee of Experts Model Regulations, 15<sup>th</sup> Revised Edition）が発効し、その内容をICAOが2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2009-2010年版」（Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2009-2010 Edition）に反映した変更事項もすべて挿入されている。大幅な改訂・変更がある節目の年なので特に変更点に留意してほしい。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第50版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべてについては第50版のページ欄外に所定の追加、修正、削除の各マークを付して注意を喚起してある。

### 1.5 – Training Requirements（教育訓練要件）

危険物取扱に関する反復訓練期間の計測方法に変更がある。危険物取扱資格の有効期間である24ヶ月の最終の3ヶ月間の間に所定の反復訓練を受け合格すれば、24ヶ月経過の最終日に反復訓練を終了・合格したものと見なす。例えば、2007年6月30日に危険物資格を取得もしくは更新した者は2009年6月30日までに資格更新をしなければならないが、資格更新に係わる反復訓練は2009年4月1日から6月30日までの間に完了すれば、本来資格の切れる2009年6月30日当日に資格更新をした事と見なされ、次の資格更新は同様方法で2011年6月30日までに行なえばよい。

## 2 – Limitations（制限）

2.3 – Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew（乗員・乗客が搬送できる危険物）：改訂があった項目は下記のとおりである。

2.3.4.1 – 医療用の小さな酸素ボンベ – ボンベは総重量5kgを越してはならない。バルブや調節器が備わっているボンベは破損などによって中味が漏れ出すのを防ぐ構造になっていなければならない

2.3.4.6 – 固形二酸化炭素（ドライアイス）– 機内持ち込み手荷物としても航空会社の許可が必要になった

2.3.4.7 – 高輝度水中ランプ（熱を発生する器具）– 機内持ち込み手荷物に限られていたが、預託手荷物としても受け付けることになった

2.3.5.9 –リチウム電池および 2.3.5.10 –燃料電池に関する規定に大幅の改訂がある。また、2.3.3.2 にリチウム・イオン電池の項が設けられ、100 ワット時以上 160 ワット時までのスペアのリチウム・イオン電池は、1 人 2 個まで機内持ち込み手荷物、もしくは器具に装備されて機内持ち込み、もしくは、預託手荷物として航空会社の許可を得れば搬送できる。

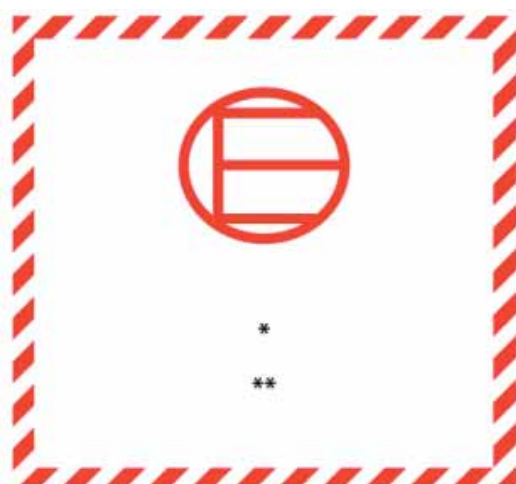
2.7 – Dangerous Goods in Excepted Quantities (免除された量の危険物〔俗称:微量危険物〕):国連危険物輸送専門家委員会モデル規則書 (UN Committee of Experts Model Regulations) の規定に合わせて全面改訂された。特定の物質が微量危険物として輸送可能かどうか、輸送可能であれば内装容器の最大許容量、外装容器の最大許容量を示す新たな E0 から E5 の六段階の“EQ”コードが設定された。後述の DGR 4.2 危険物リスト (青いページ) にこの六段階の“EQ”コードが微量危険物としての輸送が認められるかどうかの判断の為に新しく欄が増やされた。六段階の解説は下表を参照されたい。

Excepted quantity codes

Code	Maximum quantity per inner packaging	Maximum quantity per outer packaging
E0	Not permitted as Excepted Quantity	
E1	30g/30 mL	1kg/1 L
E2	30g/30 mL	500g/500 mL
E3	30g/30 mL	300g/300 mL
E4	1g/1 mL	500g/500 mL
E5	1g/1 mL	300g/300 mL

なお、いままで使われていた IATA 制定の署名入りの微量危険物ラベルは廃止され、代わって国連制定の新「微量危険物」ラベルが導入された。下図を参照されたい。

国連制定微量危険物ラベル



最低寸法 100mm x 100mm

ラベルは容器に貼り付けるか、印刷されていること

白地に赤色印刷のシンボルと外辺、その他は白地に黒色印刷

\* この位置に内容物のクラス番号もしくは区分番号を記入する

\*\* 容器の他の箇所に記載がなければ、この位置に荷送人もしくは荷受人の名称を記入する

**2.7.8.7 Different dangerous goods in excepted quantities packaged together (異なった分類・区分の微量危険物を一つの外装容器に収納した場合)** 微量危険物にかぎり以前のように Q 計算はしない。前述の E1 から E5 の外装容器の最大許容数量がこの場合の外装容器の最大量となる。例として、E3 と E5 が入っていれば同居している各危険物の総量は 300g もしくは 300mL を超えてはならない。E2 と E4 が含まれていれば、総量は 500g もしくは 500mL 以内でなければならない。また、E1 のみであれば総量は 1kg もしくは 1L まで入れることが出来る。勿論、隔離を必要とするものを含めてはならない。

### 3 – Classification (制限)

**3.2.2.4.** 区分 2.2 の非引火性・非毒性ガスのいままでの危険性限界の 280 kPa(絶対値)が 200 kPa (ゲージ値)に変更になった。

**3.9.2.4.** 環境汚染物の分類基準を国連危険物輸送専門家委員会のモデル規則書 (UN Committee of Experts Model Regulations) の 2.9.3 項の基準に合致させた。

### 4 – Identification (識別)

#### 4.2 – List of Dangerous Goods (危険物リスト)

表 4.2 の危険物リスト (青いページ) の形式を変更し、DGR 2.7 項の微量危険物の内装容器・外装容器の許容最大量を表示した新たな“EQ”コード欄を設けた。欄が一つ増えたので、いままでの主危険性 (“C”欄) と副次危険性 (“D”欄) を一つの欄にまとめた。新版では、副次危険性は主危険性の後ろに括弧内に表示されていて、危険物申告書に記載しなければならない。

危険物リスト (青いページ) の変更点の中には、E85 (エタノール 85%を含むアルコール燃料) やエタノールおよびガソリン燃料の混合液、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.3 および第 8 分類に属する燃料電池などの新設を含んでいる。また、リチウム電池をリチウム金属電池とリチウム・イオン電池に分類・表示してある。

#### 4.4 – Special Provisions (特別規定)

リチウム電池に関する規制免除条件が記してあった特別規定 A45 は新設の包装基準 PI 965, PI 966, PI 967, PI 968, PI 969 と PI 970 に組み込まれて削除された。その他に数多い新設と変更があるが、中でもリチウム電池と燃料電池に係わる規定の新設・変更が多いので注意すること。

### 5 – Packing (包装)

#### Packing Instructions (包装基準)

区分 2.1、第 3 分類、区分 4.3 および第 8 分類の燃料電池に係わる新しい包装基準が加わっている。

**包装基準 602** – 包装基準 602 の中に書かれていた一次容器と二次容器が“水密 (watertight)”でなければならないという要件を“防漏型 (leakproof)”であることと PI 650 に書かれている要件と整合性を持たせるために訂正した。

**リチウム電池に対する包装基準** – いままでのリチウム電池に係わる包装基準はすべて廃棄された。これらに代わってまったく新しい包装基準が、リチウム・イオン・電池に対して三件 PI 965, 966, 967、リチウム金属電池に対して三件 PI 968, 969, 970 として新設されている。

第 9 分類として制限を受けるリチウム金属電池の旅客機搭載の場合の 1 包装の許容限度は総重量で 2.5 kg G に減量され、中間容器もしくは外装容器のいずれが金属製容器でなければならないとなった。

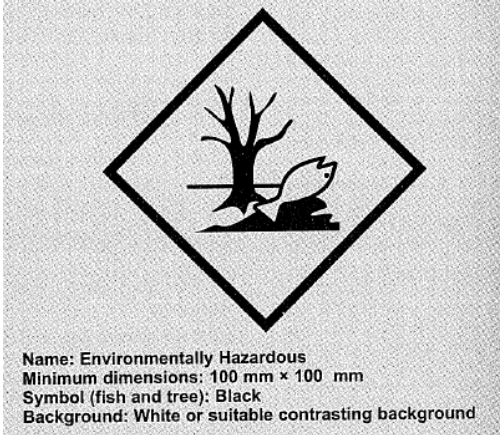
新しい包装基準には、今まで特別規定 A45 を適用して少量のリチウム・イオン電池やリチウム金属電池を“非危険物 (Not Restricted)”として輸送出来る条件も含まれている。“非危険物 (Not Restricted)”として輸送出来る 1 包装あたりの量もかなり減らされている。リチウム金属電池は 1 包装 2.5 kg G、リチウム・イオン電池は 1 包装あたり 10 kg G となっている。これらの新しい包装基準は 2011 年 1 月 1 日から実施となる国連の新しい包装基準の形式を先取りした包装基準番号と表現形態になっている。

## 7 – Marking & Labelling (マーキングとラベル)

### 環境汚染物のマーキング(新設)

UN3077 と UN3082 の環境汚染物( Environmentally hazardous substances, liquid or solid ) の包装物に対して新しいマーキングが導入された。単一容器および組み合わせ容器で液体の場合 5L 以下、固体の場合 5kg 以下の場合には不要である。

FIGURE 7.1.A  
Environmentally Hazardous Substance Mark (7.1.6.3)



### リチウム電池の取扱いラベル(新設)

リチウム金属電池もしくはリチウム・イオン電池が収納されている容器に新しく取り扱  
いラベルが導入された。下図を参照されたい。



- この位置 (\*) に Lithium ion battery もしくは Lithium metal battery と表示する
- 最低寸法: 120 x 110 mm
- 色: 白地に黒印刷、縁は赤白の縞模様
- xxxx.xxxx.xxxx の位置に追加情報が得られる電話番号を記載する

### 貨物専用機(CAO)ラベルの変更

貨物専用機(CAO)搭載貨物に貼るラベルが変更になる。左側 (Figure 7.4.B) の現行のラベルは 2012 年 12 月 31 日をもって使用中止となる。新ラベル (Figure 7.4.C) は”DANGER”の代わりに”CARGO AIRCRAFT ONLY”と吹き出しのキャッチ・フレーズが変更になり、デザイン下部の”Do not load in passenger aircraft”が”Forbidden in passenger aircraft”となる。

**FIGURE 7.4.B**  
Cargo Aircraft Only



**FIGURE 7.4.C**  
Cargo Aircraft Only



Name: Cargo Aircraft Only  
Cargo IMP Code: CAO  
Minimum dimensions: 120 × 110 mm  
For small packages of infectious substances (Class 6, Div. 6.2) dimensions may be halved.  
Colour: Black on Orange (Pantone Colour No. 151U)

## 8 – Documentation (書 類)

第 8 章の記述について、ペーパーレス時代に対応して、航空会社が電子データによる情報を受託するという確約を荷送人が得ていることを前提条件に、ペーパーによる危険物申告書に代わって危険物情報を電子データで送付する方法を認めている。

## 9 – Handling (取り扱い)

**9.1 – Acceptance (受 託)** 危険物の受託要件を改組し、危険物受託チェックリストの特定項目を増やした。

**9.3.4 – 貨物専用機搭載 (Cargo Aircraft Only)** の危険物の搭載に係わる規定が大幅に改訂された。CAO ラベルのついている個々の包装物は乗員がアクセス出来れば、CAO ラベルが目視出来なくても良いことになった。また、以前はアクセスできる位置にしか搭載できなかった CAO ラベル貨物を Class C の規格に適合した貨物室であれば下部貨物室に搭載しても構わなくなった。

## 10 – Radioactive Material (放射性物質)

国連危険物輸送専門家委員会のモデル規則書 (UN Committee of Experts Model Regulations) の改訂に整合性を持たせて、第 10 章は大幅に改組された。DGR 10.3 Classification (分類)の項がより詳しくなっている。放射性物質の正式輸送品目名の決定は核種の A<sub>1</sub>値もしくは A<sub>2</sub>値と容器の種別によって行なう。従って、今まで表 10.4.B として掲載されていた放射性核種の A<sub>1</sub>値もしくは A<sub>2</sub>値の表は「表 10.3.A」として DGR 10.3 に移動した。また、DGR 10.5 に掲載されていた各種の容器の許容放射能の濃度限度なども 10.3.11.1 から 10.3.11.6 として移動して掲載されている。

**Appendix H (付 録 H)** – 新しい付録の H が加わった。この新付録には 2011 年 1 月 1 日から実施になる第 3 分類、第 4 分類、第 5 分類、区分 6.1、第 8 分類および第 9 分類に適用となる新しい包装基準を新形態で紹介している。

**Appendix I (付 録 I)** – この新付録には UN 番号とそれに対応する現行の包装基準番号と、新しく設定される新包装基準番号 (LTD QTY 容器、旅客機適合容器、CAO 搭載容器) の対照表が掲載されている。

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な宗教信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。 (終)